

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-ビルクリーニング分野の基準について-

平成31年3月

法務省・厚生労働省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

令和3年2月19日一部改正

令和4年8月30日一部改正

令和5年8月31日一部改正

令和6年2月15日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、ビルクリーニング分野についても「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、ビルクリーニング分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニ

ング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第67号。以下「告示」という。）において、ビルクリーニング分野固有の基準が定められています。

- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

<p>【関係規定】</p> <p>法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動</p> <p>一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</p> <p>二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動</p>
<p>特定技能基準省令第1条第1項</p> <p>出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。</p> <p>二～七（略）</p>
<p>分野別運用方針（抜粋）</p> <p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)</p> <p>建築物内部の清掃</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)</p> <p>建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</p>

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

(1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

(2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。

【主たる業務】

- ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

【関連業務】

- また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。

【その他業務関係】

- 当該特定技能外国人が従事できる業務の内容は、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めています。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

【確認対象の書類】

- 1号特定技能外国人に従事させる業務が建築物内部の清掃である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項1）
- 2号特定技能外国人に従事させる業務が建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項2）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

ビルクリーニング分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、ビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

イ 日本語能力水準

(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（ビルクリーニング）」

イ 実務経験

建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(2)「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」（運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）

(技能水準)

「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総

合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする（注）。

（中略）

（注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 （略）

（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二～七（略）

八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2～3（略）

4 登録の有効期限は、六年とする。

5（略）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

- 1号特定技能外国人としてビルクリーニング分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された特定技能1号評価試験及び日本語試験の合格が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同

項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。

なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・ ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し
- ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号修了者の場合

- ・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格している場合
ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
- ・ 技能実習2号修了時の技能検定に合格していない場合
技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験合格者の場合

- ・ ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し

○ 技能検定1級（ビルクリーニング）合格者の場合

- ・ 技能検定1級（ビルクリーニング）の合格証明書の写し
- ・ 試験実施機関の発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写し

【留意事項】

＜特定技能1号＞

- 技能実習2号を良好に修了したとして試験の合格の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時のビル

クリーニング技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。

- ビルクリーニング技能検定（3級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

<特定技能2号>

- 「現場を管理する者としての実務経験」について、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者は、受検の際に、当該実務経験の有無を試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写しを提出することにより、当該実務経験を有する者と認められます。
- 技能検定1級（ビルクリーニング）の合格者については、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者との均衡を図る観点から、当該実務経験の有無について、試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、試験実施機関が発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しを提出することにより、当該実務経験を有するものと認められます。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。
- 二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録

を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。登録は特定技能所属機関の法人単位では無く、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第12条の2第4項により有効期限が6年と定められています。継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。

- ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 構成員は、協議会に対して必要な協力を行うことや、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行うことなどが求められます。なお、これらはオンラインによる調査などデジタルツールを使うことも含まれます。
- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し必要な協力を行わない場合、厚生労働大臣が行う必要な調査等に必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページ※をご覧ください。

※ ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」について）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html

【確認対象の書類】

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書
※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けている営業所において、特定技能外国人を受け入れる旨の誓約書（「ビルクリーニング分

野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項4）

- 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（注）（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）

（注）当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要。

- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項6）
- 協議会に対し、必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項7）
- ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項8）

【留意事項】

- 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。
- 令和6年6月15日より前においては、
 - ・ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内にビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
 - ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第2－1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。
 - ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及びビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れ

に関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

- 特定技能外国人を受け入れる（雇用条件書記載の）事業所（営業所）は、「建築物製造業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所と一致する必要があります。
- 特定技能外国人の受入れ後に当該特定技能外国人を受け入れる営業所に変更がある場合には、特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては、次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第7章第1節第1」を御参照ください。変更後の特定技能外国人を受け入れる営業所についても、「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている営業所であることが必要です。
 - ・ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び同令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準としてビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としないことを定める旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項3）

別表(ビルクリーニング)

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
				職種		作業
【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング		
【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を 指導しながら従事し、現場を管理する業 務及び同業務の計画作成、進行管理そ 他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験	
					技能検定1級 (ビルクリーニング)	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。